

(設置)

第1条 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第69号。以下「手続条例」という。)第4条第1項の規定による公の施設の指定候補者の選定に係る審査並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に係る審議を行うため、規則又は教育委員会規則で定める施設(以下「対象施設」という。)ごとに、指定管理者審査委員会(以下「各委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 各委員会は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事項について審査又は審議し、その結果を市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)に報告するものとする。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に関し必要な事項

(組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから委嘱又は任命する委員7人以内をもって組織する。ただし、手続条例第2条ただし書の規定により公募を行わない対象施設に置く各委員会において市長等が適当と認めるときは、第2号に掲げる者のみで組織することができる。

- (1) 学識経験者
 - (2) 本市職員
- 2 各委員会に委員のうちから選任する委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、委員並びに委員長及び副委員長の選任その他各委員会の組織について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、特に期限を付した場合を除き、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第5条 各委員会の会議(以下「会議」という。)は、各委員会ごとに委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 各委員会は、委員の3分の2を超える出席がなければ、会議を開くことができない。

(資料提供その他の協力等)

第6条 各委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 各委員会の庶務は、各委員会が置かれる対象施設を所管する部等において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、各委員会の運営について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において置かれていた高知市指定管理者審査委員会(高知市指定管理者審査委員会設置要綱(平成17年10月13日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。)は、各委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成28年7月1日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。